

平成 4 年 8 月 3 1 日

確 認 書

防 衛 庁 防 衛 局 運 用 課 長
野 津 研 二
外 務 省 経 済 協 力 局 技 術 協 力 課 長
坂 場 三 男

上記二者は、下記の事項につき確認する。

記

1. 外務省は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律第 2 条に規定する国際緊急援助活動又は同法第 3 条第 2 項第 2 号に規定する輸送活動（以下「国際緊急援助活動等」という。）を実施するため待機する自衛隊員の予防接種経費について、別紙の考えに基づき、本年度については、22,709 千円を上限（但し、実際の派遣時に実施する予防接種及び予防内服に係る経費を含まず。）として、国際協力事業団（以下「JICA」という。）交付金よりこれを負担することに同意する。
2. 防衛庁は、国際緊急援助活動等への参加に係る自衛隊員の待機態勢のあり方について、財政上の要素、就中 JICA 交付金「(項) 災害援助等協力事業費 (目) 災害援助協力費」の予算額並びに右経費に係る諸制約に十分配慮しつつ、その効率化の観点に立ってレビューを行う。
3. 外務省及び防衛庁は、来年度以降の本件予防接種費用の負担につい

て引き続き J I C A 交付金によりこれを手当てするも、上記 2. の待機態勢のあり方についてのレビューをも踏まえ、基本的に、交付金による負担を一層合理化することとする。

4. 外務省及び防衛庁は、国際緊急援助活動等に必要となる機材の平素における調達につき引き続き協議し、可及的速やかに合意案を取り纏めるべきことに合意する。